別表第一の表二の第二の(1)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	*Asplenium formosae*（マキノシダ）
2	*Asplenium grijithianum*（フササジラン）

別表第一の表二の第二中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1)　さといも科

1	*Rhaphidophora korthartii*（サキシマハブカズラ）
2	*Rhaphidophora liukiuensis*（ヒメハブカズラ）

別表第二の表一の第一の一のイ中「がんかも目」を「かも目」に改め、同表の第一の一のイの(1)中「がんかも科」を「かも科」に改め、同表の第一の一のチ中「わしたか目」を「たか目」に改め、同表の第一の一のチの(1)中「わしたか科」を「たか科」に改める。

別表第二の表二の第一の二のイ中「がんかも目」を「かも目」に改め、同表の第一の二のイの(1)中「がんかも科」を「かも科」に改め、同表の第一の二のく中「わしたか目」を「たか目」に改め、同表の第一の二のくの(1)中「わしたか科」を「たか科」に改める。

別表第三の第一の(4)の1の項中「*Calianthemum insigne* var. *hondoense*」を「*Calianthemum hondoense*」に改め、同表の第一の(4)を同表の第一の(5)とし、同表の第一の(3)を同表の第一の(4)とし、同表の第一の(2)中4の項を5の項とし、同表の第一の(2)の3の項中「*Cypripedium macranthum* var. *speciosum*」を「*Cypripedium macranthos* var. *speciosum*」に改め、同項を同表の第一の(2)の4の項とし、同表の第一の(2)の2の項中「*Cypripedium macranthum* var. *rebunense*」を「*Cypripedium macranthos* var. *rebunense*」に改め、同項を同表の第一の(2)の3の項とし、同表の第一の(2)の1の項中「*Cypripedium macranthum* var. *hoteidsumoriense*」を「*Cypripedium macranthos* var. *macranthos*」に改め、同項を同表の第一の(2)の2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	*Anoectochilus formosanus*（キバナシュスラン）

別表第三の第一の(2)に次の一項を加える。

6	*Macodes petola*（ナンバンカモメラン）

別表第三の第一の(2)を同表の第一の(3)とし、同表の第一の(1)の次に次のように加える。

(2)　りんどう科

1	*Gentiana yakushimensis*（ヤクシマリンドウ）

別表第三の第一に次のように加える。

(6)　ななばけしだ科

1	*Tectaria faurei*（コモチナナバケシダ）

別表第四の第一の二の二中「わしたか目」を「たか目」に改め、同表の第一の二の二の1の項中「わしたか科」を「たか科」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年三月十五日から施行する。

農林水産大臣　森山　**裕**
環境大臣　大**塚**　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1　第十二条第三項(b)を次のように改める。

(b)　(c)の規定が適用される場合を除くほか、理事会は、専務理事を議長とし、加盟国が選出する二十人の理事によつて構成する。

2　第十二条第三項(c)を次のように改める。

(c)　総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(b)に定める理事の数を増加させ、又は減少させることができる。

3　第十二条第三項(d)を次のように改める。

(d)　理事の選挙は、総務会が採択する規則に従つて、二年ごとに行う。この規則は、二以上の加盟国が同一の候補者に投ずることができる票の総数についての制限を含む。

4　第十二条第三項(f)を次のように改める。

(f)　理事は、後任者が選任されるまでの間在職する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。

5　第十二条第三項(i)を次のように改める。

(i)　各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずる資格を有する。

(ii)　第五項(b)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投ずる資格を有する票の数は、これに応じて増加され、又は減少される。理事が投ずる資格を有する全ての票は、一括して投じなければならない。

(iii)　第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれる場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出した全ての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表L3(c)(i)の規定若しくは(f)の規定に従つて選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。

6　第十二条第三項(j)を次のように改める。

(j)　総務会は、加盟国が自国の行つた要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようにする規則を採択する。

7　第十二条第八項を次のように改める。

第八項　加盟国に対する見解の通知

基金は、この協定の下で生ずる事項について基金の見解を加盟国に非公式に通知する権利を常に有する。基金は、加盟国の通貨又は経済の状態及び動向で直接に加盟国間の国際収支の重大な不均衡をもたらす傾向を有するものについてその加盟国に与えた報告の公表を、総投票権数の七十パーセントの多数によつて決定することができる。関係加盟国は、第三項(j)の規定に従つて代表者を出す資格を有する。基金は、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。